

BE KOBE

**令和9年度
国家予算に対する提案・要望
【福祉局抜粋版】**



神戸市

原油価格・物価高騰対策

国家予算に対する提案・要望
令和 9 年度 神戸市

1. 市民生活・市内事業者等を守る取組みへの支援

»厚生労働省

1) 市民生活の維持に対する支援

○ 医療機関・社会福祉施設等の運営に対する支援 ※下線部福祉局関係分

- ・ エネルギー価格を含む物価高騰や賃上げ等を踏まえ、医療機関における診療報酬、介護・障害福祉サービス等の報酬、保育所の公定価格をはじめとする社会福祉施設等の給付費・措置費等の算定方法について、情勢の変化に応じて適宜見直すとともに、必要な財政支援を行うこと

1) 福祉局 暮らし支援課課長（保護担当） 石原 隆司	078-322-5201
福祉局 介護保険課長 中川 信一	078-322-6226
福祉局 障害者支援課長 西川 陽子	078-322-5229

地域区分の見直し

国家予算に対する提案・要望
令和9年度 神戸市

1. 地域区分の見直し

»厚生労働省

1) 今後の賃金水準や処遇改善を踏まえた地域区分の見直し

○ 保育及び福祉人材の確保・定着に向けた水準の設定 ※下線部福祉局関係分

- ・ 保育所等の公定価格と介護・障害福祉サービスの報酬の地域区分について、今後の賃金水準や国における処遇改善の取組を踏まえた水準とすること
- ・ 令和7年4月からの地域区分の変更により、保護施設事務費が引き下げられた地方自治体に対して、見直し前の水準に戻すこと

1) 福祉局 介護保険課長 中川 信一	078-322-6226
福祉局 障害者支援課長 西川 陽子	078-322-5229
福祉局 暮らし支援課課長（保護担当） 石原 隆司	078-322-5201

重点項目

国家予算に対する提案・要望
令和9年度 神戸市

8. 保健・福祉・医療の充実

8-1. 保健・福祉・医療の充実

»法務省、厚生労働省

2) 福祉人材確保の推進

○ 福祉人材の確保、離職防止のための適切な報酬設定

- ・介護・障害福祉サービス等に従事する福祉人材について、他産業との給与格差を是正するとともに、人材育成・定着の取組みの強化と自治体へのさらなる財政支援を行うこと

3) 障害者自立支援給付に対する必要な財政支援

○ 訪問系サービスにかかる地方自治体の超過負担の解消

- ・個々の障害の程度や状態に応じて決定している実際の給付額と国庫負担基準との間に乖離が生じる可能性があることから、市町村が支給決定した実際の給付額を算定基礎とする国庫負担基準への改正を行うこと

4) 単身世帯の急増に伴う遺留金に関する制度構築

○ 地方自治体による遺留金の柔軟な活用

- ・遺留金の帰属先を国から地方自治体へ変更するとともに、地方自治体が管理する遺留金について、柔軟な活用を可能とする制度改正を行うこと

2)	福祉局 介護保険課長 中川 信一	078-322-6226
2) 3)	福祉局 障害者支援課長 西川 陽子	078-322-5229
4)	福祉局 暮らし支援課課長(保護担当) 石原 隆司	078-322-5201

その他項目

国家予算に対する提案・要望
令和9年度 神戸市

3. 安全・安心なまちづくりの推進

»内閣府

1) 被災者生活再建支援制度の充実

○ 世帯数要件の撤廃及び支援金支給対象の拡大

- ・ 地方自治体ごとの被害規模（被災世帯数）要件を撤廃するとともに、すべての半壊や、住宅以外の生活基盤被害についても支給対象とすること

5. 保健・福祉・医療の充実

»法務省、厚生労働省

2) 医療扶助の抜本的な見直し

○ 医療扶助適正化の推進

- ・ 地方自治体の財政を大きく圧迫している医療扶助について、医療費の一部自己負担の導入をはじめ、生活保護受給者の医療保険制度への加入など、適正化に向けた抜本的な見直しを行うこと

3) 生活保護業務の負担軽減

○ ICT化の推進と財政支援の拡充

- ・ 福祉事務所におけるICT化の推進については、運用経費も財政支援の対象とするとともに、業務の外部委託化に対しても財政支援を行うこと

○ 地方自治体における資産調査業務の円滑化の支援

- ・ 資産調査の停滞を防ぐため、民間金融機関等に対する回答の義務付け及び財政支援を行うこと

4) 障害者等に対する保健福祉施策の充実

○ 障害福祉サービス事業所への支援の充実

- ・ 計画相談支援体制の充足のため、基本相談にあたる活動に関する加算制度のさらなる拡充など、報酬体系の見直しを図ること
- ・ 障害の特性や状態によっては、体調が変化しやすく急な欠席が多いという実情を踏まえ、特に通所系サービス事業者の安定的な運営が可能となるよう、欠席時の加算制度を拡充するなど、必要な措置を講じること

○ 報酬体系の簡素化による事務負担の軽減

- ・ 介護・障害福祉サービスにおける報酬体系の簡素化や、申請に係る事務手続きの簡素化等により、事業者の事務負担軽減を図ること

○ 医療的ケア児者等への支援の充実

- ・ 医療的ケアの必要な重症心身障害者の日中活動支援の受入を促進するため、送迎加算の算定要件緩和や単価の引上げを行うこと
- ・ 医療型短期入所事業所では、医療的ケア及び障害特性に応じた個別対応が必要であることを踏まえ、看護師や介護職を十分に確保できるよう、報酬単価の引き上げを行うこと
- ・ 医療的ケア児等総合支援事業（一時預かり）について、関係省庁が連携し、18歳到達以降も切れ目のない支援が受けられるよう、補助対象を拡大すること。特に頻繁なケアが必要な重度の医療的ケア児・者については、十分な支援を受けることができるよう財政支援を拡充すること

○ グループホームの整備に対する財政支援の拡充

- ・ 障害者の地域移行を支える共同生活援助事業所（グループホーム）について、整備の中止や遅れにつながらないよう、社会福祉施設等施設整備費補助に関する十分な事業費を確保すること
- ・ 重度障害者を対象とする日中サービス支援型グループホームの整備を促進するため、社会福祉施設等施設整備費補助の補助基準額に、日中サービス支援型整備に関する加算制度を設けるなど、財政支援を拡充すること

-
- ・グループホームにおける安全確保の強化のため、スプリンクラー設備等の補助について、補助率の引上げや補助要件の緩和を行うなど、財政支援を拡充すること

- 地域生活支援事業にかかる地方自治体の超過負担の解消

- ・地域生活支援事業について、地方自治体の負担を軽減し十分なサービス給付を図るため、既定の補助率に基づく十分な事業費を確保するとともに、移動支援事業等の全国一律に実施すべき事業について、自立支援給付事業に位置づけること

- 制度的無年金者である外国人障害者等への救済措置

- ・国民年金法の国籍要件撤廃時、障害基礎年金を受給できない在日外国人障害者等への救済措置が講じられなかったために生じた制度的無年金者について、その救済のための法整備を行うこと

5) 医療保険制度の安定化

- 国民健康保険が抱える構造的な課題の解決

- ・高齢者や低所得者の加入割合が高いという構造的な課題を解決し、安定的に制度を継続していくため、国費拡充等の財政支援を行うとともに、医療保険制度の一本化の検討を進めること

- 外国人留学生にかかる医療保険制度の構築及び収納対策

- ・外国人留学生に対する医療保険制度の適用は、日本の社会保障に関わる問題であるため、市町村の負担とならない外国人留学生の医療保険にかかる制度を別途国の責任において構築すること
- ・上記が実現されるまでは、外国人留学生が多い都市の負担が過度にならないよう、国から財政支援を行うこと

8) 総合的な権利擁護体制の構築

- 権利擁護事業にかかる支援の拡充

- ・権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関の運営に対する財政支援を拡充すること

-
- ・成年後見人等が決定するまでの間に必要となる金融取引について、金融機関と地方公共団体等との円滑な連携に資する措置を講じること
 - ・福祉サービスの利用手続や金銭管理を援助する日常生活自立支援事業について、財政支援を拡充するとともに、金融機関に対して手続きの円滑化を要請するなど、より簡便で迅速な支援に資する措置を講じること

9) 民生児童委員制度の充実

○ 活動環境の整備及び財政支援の拡充

- ・デジタル技術の活用を進めることで、情報共有時の民生児童委員の負担軽減や、若年層の参入促進にも資することから、タブレット配布や民生児童委員業務のDX等にかかる財政支援を行うこと
- ・高齢者の増加や生活困窮・児童虐待、災害時における要援護者支援等福祉課題の複雑化による民生児童委員の業務負担増に伴い、多くの自治体の実費弁償費の増額改定を行っていることを踏まえ、実費弁償費にかかる財政措置を拡充すること

10) 高齢者施設の大規模修繕等への支援

○ 高齢者施設の大規模修繕等に対する財政支援の拡充

- ・高齢者人口の減少が予想される2040年以降を見据えた施設整備を鑑み、老朽化した介護保険施設や老人福祉施設等について、大規模修繕及び改築のための財政支援を拡充すること

11) 孤独・孤立に対する支援

○ 罪を犯した人への立ち直り支援

- ・対象者との面談や更生保護サポートセンター運営等に必要な経費が賄われるよう、各保護司会に対して、十分な実費弁償費を支給すること
- ・罪を犯した人の再犯防止に取り組む地方自治体に対して、財政的支援を行うこと

12) 認知症施策の充実

○ 早期診断のための認知機能検診に対する財政支援

- ・本市が実施している認知症診断助成制度を継続的に運用できるよう、第1段階の認知機能検診について、介護保険の地域支援事業もしくは新たな補助メニューの創設による財政支援を行うこと

(参考)【神戸市認知症診断助成制度(平成31年1月28日開始)の概要】

第1段階:認知機能検診	対象 : 65歳以上になる市民 内容 : 認知症の疑いが「ある」か「ない」かの検診
第2段階:認知機能精密検査	対象 : 第1段階で認知症の疑いが「ある」とされた方 内容 : 認知症かどうか、軽度認知障害を含めた病名の診断を行う ※医療保険適用。自己負担分について市から助成
財源	市民税均等割の上乗せ(事故救済制度と併せて400円/年)

○ 事故救済制度の創設及び認知症予防施策の拡充

- ・本市独自で取り組んでいる事故救済制度について、継続的に運用できるよう、全国的な制度の創設及び財政支援を行うこと
- ・その他認知症予防について、必要なメニューを明確化した上で地域支援事業でのサービスの創設及び財政支援を行うこと

